主

被申立人成式会社朝日新聞社、同株式会社毎日新聞社および同株式会社 読売新聞社は、本件事案について公正取引委員会の審決があるまで、被申立人らの うち上記三新聞社および第三項記載の五名を除くその余の被申立人ら(被申立人A ほか百五十名)と株式会社千葉新聞社から千葉新聞の供給を受けないことを条件と して、新聞販売の取引をしてはならない。

被申立人らのうち第一項記載の三新聞社および第三項記載の五名を除く その余の被申立人等(Aほか百五十名)は本事案について公正取引委員会の審決が あるまで、昭和三十年三月二十日以降実施予定の千葉新聞の不買をしてはならな い。

> 被申立人B、同C、同D、同E、同Fらに対する本件申立を却下する。 理 由

申立人は「被申立人株式会社朝日新聞社、同株式会社毎日新聞社および同株式会社読売新聞社は、本案の審決があるまで株式会社千葉新聞社から、千葉新聞の供給を受けないことを条件として、別紙当事者目録記載の被申立人新聞販売業者A以下百五十六名と新聞販売の取引をしてはならない、別紙当事者目録記載の被申立人新聞販売業者A以下百五十六名は、本案の審決があるまで昭和三十年三月二十日実施予定の千葉新聞の不買をしてはならない。」との裁判を求め、その理由として、左記のように主張した。

被申立人朝日新聞社、同毎日新聞社および同読売新聞社(以下被申立人三社という。)は、それぞれ別紙当事者目録記載の地に本店を設け、いずれも新聞の発行販売事業を営む事業者であり、被申立人Aほか百五十五名はそれぞれ営業所を設け、いずれも新聞販売事業を営む事業者である。

右被申立人三社の行為は、販売店が正当な理由がないのに自己の競争者である千葉新聞社から、千葉新聞の供給を受けないことを条件として、当該販売店と取引するものであつて、昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下私的独占禁止法という。)第二条第七項昭和二十八年公正取引委員会告示第十一号の第七の排他条件付取引に該当し、同法第十九条に違反し、被申立人Aほか百五十五名の行為は、千葉新聞社から不当に千葉新聞の供給を受けないものであつて同法第二条第七項同告示第十一号の第一の不当不買に該当し、私的独占禁止法第十九条に違反する疑があるものである。

しかして、本件において、前記排他条件付取引と千葉新聞の不買が実行されるならば、千葉新聞社は、その顧客である新聞購読者の大部分を失い、千葉県における新聞販売分から排除されるおそれがあり、しかも一旦、顧客を失えば、それば単なる顧客の喪失に非ずして、永久的の営業の廃止となる等、千葉県における新聞販売の公正な競争が阻害される結果を招来し、通常の手続による排除措置を命ずる審決をもつてしては、右の法益侵害は回復することができないものと推認されるから、ここに私的独占禁止法第六十七条の規定に基いて申請の趣旨どおりの緊急停止処分を求める次第である。

〈要旨〉当裁判所は申立人及び被申立人双方の主張と双方の提出した疎明方法とを検討審査した結果主文第三項記載〈/要旨〉の被申立人ら五名を除くその余の被申立人ら百五十四名がいずれも申立人主張の法条に違反する疑のある行為をしていること及び一時これらの有為を停止すべき緊急の必要があることが疏明されたと認める。

被申立人らの提出した疏明方法によつては右の認定を左右することはできない。被申立人らは千葉新聞社の行動について種々主張するところがあるけれども、その主張の程度の所為は、かりにあつたとしても、これをもつて右被申立人らの行為を正当化することはできないのである。

よって右被申立人らに対する本件申立は正当としてヒれを認容すべきものである。

主文第三項記載の被申立人ら五名については、被申立人らの提出した疏明方法によれば、すでに千葉新聞社と合意のうえ円満に取引を止めたものであることがうかがわれるから、これらの被申立人らに対する本件申立は理由がないものとして却下すべきものでちる。

よつて主文のとおり決定する。

(裁判長高等裁判所長官 垂水克已 判事 藤江忠二郎 判事 浜田潔夫 判事 村松俊夫 判事 浅沼武)

(別紙当事者目録は省略する。)